

排出規制海域（ECA）での航行における燃料油ポンプ設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

排出規制海域（ECA）での航行における燃料油ポンプ設備に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-1 章第 26 規則では、推進機関の正常な運転を保持するために必要な燃料油ポンプについては、冗長性確保のため 2 台以上設置することが要求されている。

一方、MARPOL 条約附属書 VI で規定される排出規制海域（ECA）航行のために低硫黄燃料油を使用する際、通常の重油仕様の燃料油ポンプでは、十分な燃料油供給が出来ない場合があり、このような場合における燃料油ポンプの設置要件について、関連業界より明確化が求められている。

IACS は、上記要望に対応すべく検討を行い、2012 年 7 月、低硫黄燃料油を使用する場合における燃料油ポンプの設置要件について定めた IACS 統一解釈 SC255 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC255 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

低硫黄燃料油を使用する場合における燃料油ポンプの設置要件について規定した。